※こちらのご注文表は各項目の入力後にプリントアウトが可能です。

株式会社　動産社　行

ご注文表（標識用）

FAX番号　0120-002103（ゼロゼロフドーサン）
03-3944-5698

ご注文日	年　月　日	請求書払い（銀行・コンビニ）の詳細につきましては、右のバナーをクリックしてご参照ください。なお、請求書払い（銀行・コンビニ）をご選択のお客様はメールアドレスが必須となりますので下記にご記入ください。
お支払方法	◯代金引換（小切手不可） ◯銀行振込（前払い） ◯請求書払い（銀行・コンビニ） ◯自動引落ご登録済	
ご担当者	様	@
定休日	□無休　□月曜　□火曜　□水曜　□木曜　□金曜　□土曜　□日曜　□祝祭日	
ご送付先 お名前 TEL:FAXNO	〒 様 TEL　FAX	

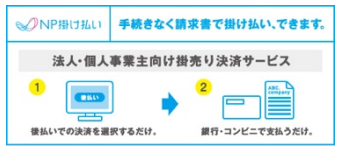

●不動産取引手数料：報酬額票/インクジェット印刷

品名	注文番号	数量	品名	注文番号	数量
シルバー板+額縁付き	13 862		シルバー板のみ	13 862	

報酬額票全体の書体をご選択ください	◯角ゴシック体	◯丸ゴシック体	◯明朝体	◯隷書体
お名前入れご希望の際、名入れ部分の書体のご選択と社名をご記入ください	◯角ゴシック体	◯丸ゴシック体	◯明朝体	◯隷書体
	名入れ内容（社名のみ）			

下記サンプルの書体は角ゴシック体ですが、ご選択頂いた書体にてお届けいたします。

宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額

（昭和四十五年十月二十三日建設省告示第千五百五十二号）
最終改正　（令和元年八月三十日国土交通省告示第四百九十三号）

第一　定義

この告示において、「消費税等相当額」とは消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額に相当する金額をいう。

第二　売買又は交換の媒介に関する報酬の額

宅地建物取引業者の媒介に関する報酬の額は、消費税法第五条第一項の規定により消費税を納める義務がある事業者をいい、同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）である場合に限る。）において、第三から第五まで、第六及び第七に掲げる報酬の額（当該媒介に係る消費税等相当額を含む。）の売買又は交換の媒介に関して依頼者から受けることができる報酬の額（当該売買に係る報酬の額（当該売買に係る消費税等相当額を含む。）の一方にすぎない。）を合計した額を超えてはならない。

第三　売買又は交換の代理に関する報酬の額

宅地建物取引業者が代理（宅地又は建物の売買又は交換の代理に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該媒介に係る消費税等相当額を含む。）は、第二の計算方法により算出した金額の二倍を超えてはならない。ただし、宅地建物取引業者が当該売買又は交換の相手方から報酬を受けた場合において、当該売買又は交換の代理の依頼者から受ける報酬の額の合計額が第二の計算方法により算出した金額の二倍であるときは、当該宅地建物取引業者が当該売買又は交換の代理に関して依頼者から受ける報酬の額は、当該売買又は交換の媒介に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該媒介に係る消費税等相当額を含む。）の一倍に相当する金額以内であるときは、当該宅地建物取引業者が当該売買又は交換の代理に関して依頼者から受ける報酬の額は、当該売買又は交換の媒介に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該媒介に係る消費税等相当額を含む。）の一倍に相当する金額以内とする。

百分の五・五	百分の四・四	百分の三・三
二百万円以下の金額	二百万円を超える四百万円以下の金額	四百万円を超える金額

第四　貸借の媒介に関する報酬の額

宅地建物取引業者が宅地又は建物の貸借の媒介に関して依頼者の双方から受けることのできる報酬の額（当該媒介に係る消費税等相当額を含む。）は、第二の計算方法により算出した金額の二倍を超えてはならない。

第五　貸借の代理に関する報酬の額

宅地建物取引業者が宅地又は建物の貸借の代理に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含む。）は、当該宅地又は建物の一月分の賃料（当該宅地又は建物の一月分の賃料が消費税等相当額を含まない。）の一倍に相当する金額以内とする。ただし、宅地建物取引業者が当該貸借の相手方から報酬を受けた場合において、当該貸借の代理の依頼者から受ける報酬の額の合計額が借賃の一月分の一・一倍に相当する金額以内であるときは、当該宅地又は建物の一月分の賃料（当該賃料が消費税等相当額を含まない。）の一・一倍に相当する金額を超えてはならない。

第六　宅地又は建物の特例

宅地又は建物を除く。）の賃貸借で権利金（権利金その他いかなる名義をもつてするかを問わず、権利の設定の対価として支払われる金銭であつて返還されないものをいう。）の授受があるものを除く。）の賃貸借の代理に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含む。）は、当該宅地又は建物の一月分の賃料（当該賃料が消費税等相当額を含まない。）の一倍に相当する金額以内とする。ただし、宅地建物取引業者が当該貸借の相手方から報酬を受けた場合において、当該宅地又は建物の一月分の賃料（当該賃料が消費税等相当額を含まない。）の一・一倍に相当する金額を超えてはならない。

第七　空家等の売買又は交換の代理に関する報酬の額

宅地建物取引業者が代理（宅地又は建物の売買又は交換の代理に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含む。）は、第二の計算方法により算出した金額の二倍を超えてはならない。ただし、宅地建物取引業者が当該売買又は交換の相手方から報酬を受けた場合において、当該売買又は交換の代理の依頼者から受ける報酬の額の合計額が第二の計算方法により算出した金額の二倍であるときは、当該宅地建物取引業者が当該売買又は交換の代理に関して依頼者から受ける報酬の額は、当該売買又は交換の媒介に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該媒介に係る消費税等相当額を含む。）の一倍に相当する金額以内であるときは、当該宅地建物取引業者が当該売買又は交換の代理に関して依頼者から受ける報酬の額は、当該売買又は交換の媒介に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該媒介に係る消費税等相当額を含む。）の一倍に相当する金額以内とする。

第八　空家等の売買又は交換の代理に関する特例

空家等の売買又は交換の代理において、通常の売買又は交換の代理における報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含まないものとする。）又は交換の媒介に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該媒介に係る消費税等相当額を含まない。）が、通常の売買又は交換の媒介と比較し現地調査等の費用を要するものについては、宅地建物取引業者が、空家等の売買又は交換の媒介に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該媒介に係る消費税等相当額を含む。）から受けることのできる報酬の額（当該媒介に係る消費税等相当額を含む。）を合計した額を超えてはならない。

第九　宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額

①　第二から第八までの規定によらない報酬の受領の禁止

宅地又は建物の売買又は交換の媒介に関し、第二から第八までの規定による報酬を受けることができない。ただし、依頼者の依頼によつて行う広告の料金に相当する額についてはこの限りでない。

②　消費税等相当額

消費税等相当額は、この限りでない。

又は消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務を免除される宅地建物取引業者が、第一から第八までの規定による報酬を受けたときは、当該宅地建物取引業者が受ける報酬の額に消費税等相当額を加えた額（当該宅地建物取引業者が消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務を免除されることとされる場合にあつては、当該宅地建物取引業者が受ける報酬の額に消費税等相当額を加えた額に百分の百十を乗じて得た額）を超えてはならない。

第十　宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額に関する特例

宅地建物取引業者が、宅地又は建物の売買又は交換の代理に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含む。）が第二から第九までの規定により算出した金額を超えるときは、当該宅地建物取引業者が当該売買又は交換の代理に関して依頼者から受ける報酬の額は、当該売買又は交換の媒介に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該媒介に係る消費税等相当額を含む。）の一倍に相当する金額以内であるときは、当該宅地建物取引業者が当該売買又は交換の代理に関して依頼者から受ける報酬の額は、当該売買又は交換の媒介に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該媒介に係る消費税等相当額を含む。）の一倍に相当する金額以内とする。

第十一　低廉な空家等の売買又は交換の媒介に関する特例

宅地建物取引業者が、宅地又は建物（以下この項において「宅地」という。）の売買又は交換の媒介に関して受けることのできる報酬の額（当該媒介に係る消費税等相当額を含まない。）が、当該宅地の価格が四百万円以下の場合（当該宅地の価格が四百万円を超える場合にあつては、当該宅地の価格に百分の五・五を乗じて得た額を超える場合に限る。）において、当該宅地の価格に百分の五・五を乗じて得た額（当該宅地の価格が二百万円を超える場合にあつては、当該宅地の価格に百分の四・四を乗じて得た額）を超えるときは、当該宅地の価格に百分の五・五を乗じて得た額（当該宅地の価格が二百万円を超える場合にあつては、当該宅地の価格に百分の四・四を乗じて得た額）を超えてはならない。

第十二　空家等の売買又は交換の代理に関する特例

空家等の売買又は交換の代理において、通常の売買又は交換の代理における報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含まない。）が、通常の売買又は交換の媒介と比較し現地調査等の費用を要するものについては、宅地建物取引業者が、空家等の売買又は交換の代理に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含む。）から受けることのできる報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含む。）を合計した額を超えてはならない。

第十三　権利金の授受が行われる場合の特例

権利金の授受が行われる場合において、宅地建物取引業者が、当該宅地又は建物の代理に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含む。）は、当該宅地又は建物の一月分の賃料（当該賃料が消費税等相当額を含まない。）の一倍に相当する金額以内とする。ただし、宅地建物取引業者が当該貸借の相手方から報酬を受けた場合において、当該宅地又は建物の一月分の賃料（当該賃料が消費税等相当額を含まない。）の一・一倍に相当する金額を超えてはならない。

第十四　権利金の授受が行われる場合の特例

権利金の授受が行われる場合において、宅地建物取引業者が、当該宅地又は建物の代理に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含む。）は、当該宅地又は建物の一月分の賃料（当該賃料が消費税等相当額を含まない。）の一・一倍に相当する金額以内とする。ただし、宅地建物取引業者が当該貸借の相手方から報酬を受けた場合において、当該宅地又は建物の一月分の賃料（当該賃料が消費税等相当額を含まない。）の一・一倍に相当する金額を超えてはならない。

第十五　権利金の授受が行われる場合の特例

権利金の授受が行われる場合において、宅地建物取引業者が、当該宅地又は建物の代理に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含む。）は、当該宅地又は建物の一月分の賃料（当該賃料が消費税等相当額を含まない。）の一・一倍に相当する金額以内とする。ただし、宅地建物取引業者が当該貸借の相手方から報酬を受けた場合において、当該宅地又は建物の一月分の賃料（当該賃料が消費税等相当額を含まない。）の一・一倍に相当する金額を超えてはならない。

第十六　権利金の授受が行われる場合の特例

権利金の授受が行われる場合において、宅地建物取引業者が、当該宅地又は建物の代理に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含む。）は、当該宅地又は建物の一月分の賃料（当該賃料が消費税等相当額を含まない。）の一・一倍に相当する金額以内とする。ただし、宅地建物取引業者が当該貸借の相手方から報酬を受けた場合において、当該宅地又は建物の一月分の賃料（当該賃料が消費税等相当額を含まない。）の一・一倍に相当する金額を超えてはならない。

第十七　空家等の売買又は交換の媒介に関する特例

空家等の売買又は交換の媒介において、通常の売買又は交換の媒介における報酬の額（当該媒介に係る消費税等相当額を含まない。）が、通常の売買又は交換の媒介と比較し現地調査等の費用を要するものについては、宅地建物取引業者が、空家等の売買又は交換の媒介に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該媒介に係る消費税等相当額を含む。）から受けることのできる報酬の額（当該媒介に係る消費税等相当額を含む。）を合計した額を超えてはならない。

第十八　空家等の売買又は交換の代理に関する特例

空家等の売買又は交換の代理において、通常の売買又は交換の代理における報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含まない。）が、通常の売買又は交換の媒介と比較し現地調査等の費用を要するものについては、宅地建物取引業者が、空家等の売買又は交換の代理に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含む。）から受けることのできる報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含む。）を合計した額を超えてはならない。

第十九　宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額に関する特例

宅地建物取引業者が、宅地又は建物の売買又は交換の媒介に関して、第二から第八までの規定による報酬を受けることができる場合において、当該宅地又は建物の売買又は交換の代理に関して、第九の規定により算出した金額が、第二から第八までの規定により算出した金額を超えるときは、当該宅地建物取引業者が当該売買又は交換の代理に関して依頼者から受ける報酬の額は、第九の規定により算出した金額を超えてはならない。

附則

1　この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

（施行期日）

2　（経過措置）

（社会保障・税一体改革を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第五条第三項の規定による宅地建物取引業者が受ける報酬の額について、なお従前の例による。）

（安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第五条第三項の規定による宅地建物取引業者が受ける報酬の額について、なお従前の例による。）

（社会保障・税一体改革を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第五条第三項の規定による宅地建物取引業者が受ける報酬の額について、なお従前の例による。）

（平成二十六年法律第六十八号）附則第五条第三項の規定による宅地建物取引業者が受ける報酬の額について、なお従前の例による。）

この告示は、平成三十年十月一日から施行する。

附則（令和元年八月三十日国土交通省告示第四百九十三号）

1　この告示は、令和元年十月一日から施行する。

（施行期日）

2　（経過措置）

（社会保障・税一体改革を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第五条第三項の規定による宅地建物取引業者が受ける報酬の額について、なお従前の例による。）

（平成二十六年法律第六十八号）附則第五条第三項の規定による宅地建物取引業者が受ける報酬の額について、なお従前の例による。）

この告示は、平成三十年十二月一日から施行する。

附則（平成元年十月一日国土交通省告示第千百五十五号）

この告示は、平成元年十月一日から施行する。

附則（令和元年八月三十日国土交通省告示第四百九十三号）

1　この告示は、令和元年十月一日から施行する。

（施行期日）

2　